

質問項目	No	質問内容	回答
仕様書5. 業務内容 1) 空家等実態調査の実施 ①現地調査に向けた各種データ等の資料整理・分析	1	市政連絡会議統括責任者からの情報や水道・電気・ガスの供給業者の保有情報を参考に空家を推定すると記載されているが、今回の調査対象となる空家等の件数は何件程度を想定しているか。	6000件程度を想定しています。
仕様書5. 業務内容 1) 空家等実態調査の実施 ④統合型GISに落とし込むための電子データの作成	2	統合型GIS「PasCal for LGWAN」システムに落とし込みが可能なShape形式のデータに変換と記載されているが、属性などのテーブル定義等（データタイプ、コードの有無等のフォーマット）について、定義書等があるか。または、定義については任意の形式でいいか。	当市が指定する定義等に基づき作成していただけますが、詳細については今後受託候補者との協議にて決定していくものとしています。
仕様書5. 業務内容 1) 空家等実態調査の実施 ⑤所有者等の調査	3	「特別措置法第10条第1項の規定に基づき、市が保有する情報等を活用し、所有者の特定を行うものとする。」と記載されているが、「市が保有する情報」とは、「地番図台帳」「家屋番号台帳」「課税台帳」を含むと考えてよいか。 また、当該台帳はShape形式での貸与は可能か。	「市が保有する情報」とは、基本的には建築指導課が受託候補者に提供するExcel形式の空家台帳データとなっています。
仕様書5. 業務内容 1) 空家等実態調査の実施 ⑦空家等住宅地図帳・空家カルテの作成	4	「調査結果を基に、空家等住宅地図帳、空家等カルテを作成するものとする。」と記載されており、また、①現地実態調査についても精度の追求を鑑みると、住宅地図を利用した方が効率的であると思われるが、上記成果品の作成及び調査時の住宅地図利用については、版權使用料及び複製使用料等地図の許諾に関し、版權を有する事業者に対し確認を行うとの認識で良いか。	受託候補者が住宅地図を利用する際には、受託候補者が自らの責任において、その版權を有する事業者に対し、許諾等に関する確認を事前にすべきものと考えています。
プロポーザル実施要領 14. プレゼンテーションの実施	5	プレゼンテーションの実施に際し、会場への参加人数の制限等はあるか。また、プレゼンテーション用のスクリーン、プロジェクター等は発表者側が準備するの か。	会場への入室は3名以内とします。（機器操作者含む） 長机、椅子、電源、延長コード以外に必要な機器類は、提案者自身で準備をお願いします。 （プロポーザル審査要領より）